

令和 7 年度 白子町 償却資産（固定資産税） 申告の手引き

固定資産の対象となる償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在における当該償却資産の所有状況について申告していただくことになっております。つきましては、この手引き等を参考に必ず申告していただきますようお願い申し上げます。

提出期限

令和 7 年 1 月 3 1 日 (金)

提出先・お問い合わせ先

白子町役場 税務課 固定資産税担当

〒299-4292 千葉県長生郡白子町関5074番地の2

☎ 0475-33-2114 (直通)

申告書の提出は便利な電子申告をご利用ください!

e L T A X の利用開始・利用方法は、こちら！

● ホームページ

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

● お問い合わせ

0570-081459 (ハイシンコク)



eLTAXウェブサイト

上記の電話番号でつながらない場合：03-5521-0019
月～金（祝日、年末年始を除く。）
9:00～17:00

《対象業務》

■ 個人住民税（給与支払報告書及び特別徴収関連手続）

■ 法人市町村民税 ■ 固定資産税（償却資産）

■ たばこ税 ■ 入湯税

申告書等の記入例 《申告書》

◎申告していただいた書類は、そのまま電算入力しますので、記入漏れのないようにお願いします。

3 所有者の個人番号又は法人番号を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側1文字空けて記載してください。

4 事業種目を具体的に記入してください。法人にあっては、資本金又は出資金等の金額も記入してください。

5 事業を開始（法人設立）した年月を記入してください。

6 この申告について直接応答される方の部署名、氏名及び電話番号を記入してください。連絡する必要がある場合に必要ですので必ず記入してください。

7 税理士等がこの申告の作成を委託している方は、その氏名及び電話番号を記入してください。

8～14 該当する方に○をつけてください。

15 白子町内の事業所等資産所在地を記入してください。2つ以上の資産所在地がある場合は、それぞれの所在地を記入し、その主たる所在地の番号に○をつけてください。所在地は、正確に記入してください。

16 借用資産の有無について該当する方に○をつけてください。借用資産がある場合は、貸主の名称及び電話番号を記入してください。

18 添付書類の名称・特例を適用する資産の名称、その他変更する事項を記入してください。資産の増減がない場合は、「増減なし」、資産そのものがない場合は「該当資産なし」と記入してください。

(二) (イ)欄－(ロ)欄＋(ハ)欄を記入します。資産の異動がない方は、(イ)欄と同額を記入します。

(ハ) 前年中に取得した資産の取得価額の合計額を種類別に記入します。資産名・取得年月・耐用年数を変更した資産は含みません。

(ロ) 前年中に除却した資産の取得価額の合計額を種類別に記入します。初めて申告される方は、記入する必要はありません。

申告年月日を記入してください。

1 変更がある場合は、**朱書き**で訂正してください。電話番号を記入してください。

2 変更がある場合は、**朱書き**で訂正してください。法人については、代表者名を記入してください。屋号があれば記入してください。

(イ) 前年度申告書の(二)欄の価額が打ち出されています。

第二十六号様式（提出用）

令和7年度 償却資産申告書の記入例

償却資産申告書（償却資産課税台帳）

受付印 白子町長 様

1.住所 〒299-4292 千葉県長生郡白子町関5074-2 (0475-33-2114)

2.氏名 株式会社白子食品 代表取締役 白子 太郎 (屋号)

3.個人番号又は法人番号 1123456789012

4.事業種目(資本金等の額) 食品製造業 (10百万円)

5.事業開始年 昭和50年5月

6.この申告に応答する者の係及び氏名 庶務課 千葉 次郎 (電話 0475-33-2114)

7.税理士等の氏名 税務 三郎 (電話 0475-33-△△△△)

8.短縮耐用年数の承認 有・☒ 無・☐

9.増加償却の特例 有・☐ 無・☒

10.非課税資産の特例 有・☐ 無・☒

11.特別償却又は圧縮記帳 有・☐ 無・☒

12.特別償却又は圧縮記帳 有・☐ 無・☒

13.税務会計上の償却方法 ☒ 通常 ☐ 特殊

14.青色申告 ☒ 有 ☐ 無

15. ① 白子町関5074-2 ② 市(区)町村内における事業所等 ③ 資産の所在地

16. 借用資産 貸主の名称等 Sリース(株) 0475-33-××××

17. 事業所用家屋の所有区分 (自己所有)・借家

18.備考(添付書類等)

資産の種類	前年取得したもの ④	前年中に減少したもの ⑤	前年中に取得したもの ⑥	計 ⑦(④-⑤+⑥) ⑧
1 構築物				
2 機械及び装置	6,845,000		1,000,000	4,950,000
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具・器具及び備品				
7 合計	6,845,000		1,000,000	4,950,000

19. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

20. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

21. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

22. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

23. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

24. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

25. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

26. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

27. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

28. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

29. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

30. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

31. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

32. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

33. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

34. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

35. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

36. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

37. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

38. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

39. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

40. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

41. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

42. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

43. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

44. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

45. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

46. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

47. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

48. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

49. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

50. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

51. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

52. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

53. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

54. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

55. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

56. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

57. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

58. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

59. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

60. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

61. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

62. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

63. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

64. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

65. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

66. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

67. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

68. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

69. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

70. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

71. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

72. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

73. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

74. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

75. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

76. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

77. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

78. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

79. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

80. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

81. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

82. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

83. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

84. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

85. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

86. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

87. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

88. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

89. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

90. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

91. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

92. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

93. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

94. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

95. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

96. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

97. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

98. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

99. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

100. 評価額 ⑨ 決定価格 ⑩ 課税標準額 ⑪

記入する必要はありません。
(ただし電算処理により全資産申告される方は(ホ)～(ト)を記入してください。)

《種類別明細書（増加資産・全資産用）》

◎令和6年1月1日現在の資産所有状況が打ち出されています。
令和6年1月2日から令和7年1月1日までに取得した資産、企業内移動資産等の増加した資産がある場合は、**朱書き**で空欄の行に記入してください。また、減少した資産がある場合は、**赤線**を引いてください。
◎初めて申告される方は、令和7年1月1日現在所有している全資産を記入してください。

取得価額
資産を取得するために要した費用（引取運賃、保険料、手数料、据付費等の付帯費を含む）を記入してください。

耐用年数
「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に掲げる耐用年数を記入してください。
また、短縮耐用年数を適用している場合は、必ず「耐用年数の短縮承認通知書」の写しを添付してください。
中古資産については、見積耐用年数を適用している場合は、その耐用年数を記入してください。

種類別明細書（増加資産・全資産用）

※どちらかに○をしてください。

令和 7 年度
所有者コード

所有者名
株式会社 白子食品

1 枚のうち
1 枚目

減少した資産は
赤線を引いてください。

資産の種類
構築物.....1
機械及び装置.....2
船舶.....3
航空機.....4
車両及び運搬具.....5
工具、器具及び備品.....6
資産の種類に対応する1～6までの数字を記入してください。

行 番 号	資産 の 種 別	資産コード	資 産 の 名 称 等	数 量	取得年月			取得 価 額 (イ)	耐用 年 数 (ロ)	減価 残 存 率 (ハ)	価 額		課税標準 の特 例 率 コード	課 税 標 準 額	増 加 事 由 摘要
					年 号	年	月				十 億	百 万			
01	2		洗浄機	1	H	6	5	200000	10						1-2 3-4
02	2		製麺機	1	H	5	8	1000000	10						1-2 3-4
03	2		包装機	1	H	11	1	2380000	10						1-2 3-4
04	2		金属検出機	1	H	12	2	735000	10						1-2 3-4
05	2		冷却ユニット	1	H	14	6	400000	10						1-2 3-4
06	2		シール機	1	H	15	8	300000	10						1-2 3-4
07	2		印字装置	1	H	16	8	1000000	10						1-2 3-4
08	2		こね機	1	H	18	1	830000	10						1-2 3-4
09	2														1-2 3-4
10	2		製麺機	1	R	5	9	1565000	10						1-2 3-4
11	2		油水分離装置	1	R	5	10	2085000	5						1-2 3-4
12	2		小麦粉製造装置	1	R	4	5	1300000	10						1-2 3-4
13	2														1-2 3-4
14	2														1-2 3-4
15	2														1-2 3-4
16	2														1-2 3-4
17	2														1-2 3-4
18	2														1-2 3-4
19	2														1-2 3-4
20	2														1-2 3-4
小 計				8				6845000							
				10				10795000							

取得年月
資産を実際に取得した**年月**を記入してください。

増加事由
1...新品取得
2...中古取得
3...移動による受入
4...その他
該当する増加事由の番号に○をつけてください。

増加事由欄が4（その他）に該当する場合、「申告漏れ」等その事由を摘要欄に記入してください。

記入する必要はありません。
ただし、電算処理により全資産申告される方は記入してください。

増加した資産は**朱書き**で記入してください。

《償却資産(固定資産税)申告 チェックリスト》

左のチェック欄に✓印を記入し、各項目をご確認ください

提出する必要はありません

チェック欄		項 目
1		令和7年1月1日現在、事業の用に供することができる資産である。
2		決算終了後から1月1日までに取得した資産も申告に含めている。
3		耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の資産である。 ※取得価額20万円未満で、3年間で一括償却するものを除きます。ただし、法人の場合、取得価額が10万円未満のものでも個別に減価償却しているものは、対象になります。
4		「中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の特例制度」により、30万円未満の減価償却資産（合計300万円まで）を必要経費又は全額損金算入した資産を含めている。 ※特例制度は国税（所得税、法人税）での措置であり、地方税である固定資産税（償却資産）上では認められておりませんので、対象となります。
5		屋号、個人番号又は法人番号、連絡先、担当者名、税理士等が記入されている。
6		白子町内に所在する資産である。
7		家屋部分の申告が含まれていない。
8		令和6年度申告書の取得価額の計と令和7年度申告書の前年前の取得価額が合っている。
9		リース資産の場合は、借りている業者名の記入がある。
10		建設仮勘定で経理されている業種の場合、その一部又は全部が1月1日現在で事業の用に供している資産も含めている。
11		簿外資産も含めている。
12		貸付事業の用に供している資産も含めている。
13		耐用年数を経過し、法定の減価償却を終えた資産であっても、事業の用に供している資産を含めている。 ※現に事業の用に供することができる状態にあれば、対象となります。
14		割賦購入資産で、割賦金が未完済でも、すでに事業の用に供している資産は含めている。
15		社宅用、宿舍用等の資産で、減価償却できる資産も含めている。
16		遊休、未稼働の資産であっても、事業の用に供することができる状態の資産を含めている。 ※一時的に稼働を停止している遊休資産であっても、いつでも稼働できる状態にあれば対象となります。また、工場等を新設したが、まだ稼働していない場合のような未稼働資産についても対象となります。
17		償却資産の価値を高める費用は、改良費として別の資産として申告している。
18		テナント入居者が取り付けた建物附属設備は、入居者が償却資産の申告をしている。
19		大型特殊自動車も含めている。 ※自動車税及び軽自動車税が課税されている資産については、対象となりません。
20		無形固定資産（電話加入権、ソフトウェア等）、観賞用を除いた動物や果樹その他の生物、自動車税又は軽自動車税の対象となる自動車等は含めていない。